

平成28年第9回庁議提案 審議・報告・その他
提出日：平成28年8月5日
担当部・課：教育委員会 教育総務課〔内線5014〕

① 件名																		
雄勝地区統合小・中学校の設置及び渡波中学校の移転について																		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																		
<p>【背景】 東日本大震災の津波被害により使用できない状況となった小・中学校のうち、雄勝小学校、雄勝中学校及び渡波中学校は、現在もまだ復旧しておらず、雄勝小学校は宮城県石巻北高等学校飯野川校内の仮設校舎、雄勝中学校は同校を間借りし、渡波中学校は稲井小学校内の仮設校舎で授業を行っている状況にある。</p> <p>【目的】 平成24年3月に策定した石巻市立学校施設災害復旧整備計画に基づき、雄勝小学校と大須小学校、雄勝中学校と大須中学校を統合し、小中併設校として新築移転する。また、渡波中学校も新築移転することで、被災した児童生徒の教育環境の整備を図る。</p>																		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																		
<p>【根拠法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号） 学校教育法（昭和22年法律第26号） 石巻市立学校設置条例（平成17年石巻市条例第90号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興基本計画 施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる 1 未来の人を育てる （1）学校教育・社会教育施設等の復旧・復興 石巻市立学校施設災害復旧整備計画 6 復旧整備計画【渡波地区】及び【雄勝地区】</p>																		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																		
<p>【経過】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 10%;">平成24年</td><td style="width: 10%;">3月</td><td>石巻市立学校施設災害復旧整備計画を策定</td></tr><tr><td>平成25年</td><td>4月</td><td>船越小学校が雄勝小学校に統合</td></tr><tr><td>平成25年12月</td><td></td><td>雄勝地区統合小・中学校建設基本構想策定 渡波中学校建設基本構想策定</td></tr><tr><td>平成27年</td><td>9月</td><td>雄勝地区統合小・中学校移転新築工事着工</td></tr><tr><td>平成27年11月</td><td></td><td>渡波中学校移転新築工事着工</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>1月</td><td>教育委員会第1回定例会で、雄勝地区統合小・中学校の校名決定</td></tr></table>	平成24年	3月	石巻市立学校施設災害復旧整備計画を策定	平成25年	4月	船越小学校が雄勝小学校に統合	平成25年12月		雄勝地区統合小・中学校建設基本構想策定 渡波中学校建設基本構想策定	平成27年	9月	雄勝地区統合小・中学校移転新築工事着工	平成27年11月		渡波中学校移転新築工事着工	平成28年	1月	教育委員会第1回定例会で、雄勝地区統合小・中学校の校名決定
平成24年	3月	石巻市立学校施設災害復旧整備計画を策定																
平成25年	4月	船越小学校が雄勝小学校に統合																
平成25年12月		雄勝地区統合小・中学校建設基本構想策定 渡波中学校建設基本構想策定																
平成27年	9月	雄勝地区統合小・中学校移転新築工事着工																
平成27年11月		渡波中学校移転新築工事着工																
平成28年	1月	教育委員会第1回定例会で、雄勝地区統合小・中学校の校名決定																

⑤ 主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ・雄勝小学校及び大須小学校を平成29年3月31日付けで閉校し、平成29年4月1日付けで両校を統合する。新校名を「雄勝小学校」とし、雄勝中学校との併設校として、石巻市雄勝町大浜字小滝浜2番地2に開校する。 ・雄勝中学校及び大須中学校を平成29年3月31日付けで閉校し、平成29年4月1日付けで両校を統合する。新校名を「雄勝中学校」とし、雄勝小学校との併設校として、石巻市雄勝町大浜字小滝浜2番地2に開校する。 ・渡波中学校を石巻市渡波字新沼226番地（換地処分後：さくら町四丁目地内）の新校舎に平成29年4月1日付けで移転する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<ul style="list-style-type: none"> ・被災した小・中学校の児童生徒の教育環境の整備が図られる。 ・仮設校舎及び校舎の間借りが解消し、被災した小・中学校に施設を提供していた学校の教育環境が回復する。 ・渡波及び雄勝地区の学校施設が整備され、地域の復興に寄与する。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
なし
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成28年9月 市議会第3回定例会 石巻市立学校設置条例の一部改正 平成29年4月1日 条例施行予定</p>
⑨ その他
なし